

職員の処分について

1 処分日

令和7年3月11日

2 処分内容等

【人身事故】

(1) 対象職員及び処分内容

県土整備部職員・・・減給1/10 1月

(2) 事実関係

対象職員は、令和6年7月17日午後5時52分頃、自家用車で鳥取市吉方温泉地内を時速約40キロメートルで走行中、交差点内の信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま同交差点に進入し、青信号で交差点を進行中の相手方の普通乗用自動車前部に自車左側部を衝突させたことで、当該車両を運転していた相手方に傷害を負わせるとともに、相手方車両を損傷した。

【欠勤】

(1) 対象職員及び処分内容

生活環境部職員・・・戒告

(2) 事実関係

対象職員は、取得できる年次有給休暇が既がない状態を認識した上で、体調不良等により令和6年度に計98時間30分欠勤した。